

○平成26年1月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講すべき措置について（答申）（中央環境審議会）

①専門的知見を有する専門家の育成・活用

科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するため、中でも特に、（3）①の認定事業者を活用することなどにより個体群管理を適切に実施するためには、都道府県等において、個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員の配置が必要である。

こうした人材を育成するため、国は、都道府県等の職員を対象とした研修プログラムの充実や、専門職員の活用による効果的な鳥獣保護管理の事例等の最新情報の定期的な提供を行うなど質の向上に努めるべきである。また、現在環境省が実施している人材登録事業の活用や拡充も視野に入れ、鳥獣管理の技術を認定する仕組みを構築することも重要である。

さらに、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護員については、都道府県が行う捕獲事業への協力や、認定事業者への助言を行うなどの鳥獣管理への関与も期待されており、活動実態を調査した上で、その役割や求められる資質等について改めて整理し、十分に機能を発揮することができるよう見直しを行う必要がある。